議案第 11 号

立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

平成 30 年３月 23 日

提出者　　立川市教育委員会
教育長　小町　邦彦

理　由

共同事務室を導入するため。

立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則

立川市立学校管理運営規則（昭和35年立川市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
立川市立学校管理運営規則 目次 第１章　総則（第１条・第２条） 第２章　小学校及び中学校 第１節　学期及び休業日（第３条～第５条） 第２節　職員（第６条～第10条の４） 第３節　教育課程及び教材の取扱い（第11条～第16条） 第４節　児童等の取扱い（第17条～第21条） 第５節　その他（第22条～第25条） 付則 （休業日の授業等） 第４条　校長は、休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、運動会、学芸会、遠足その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとする場合は、あらかじめ届け出ることをもって足りるものとする。 （臨時休業の報告） 第５条　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第63条（施行規則第79条の規定において準用する場合を含む。）の規定による臨時休業の報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。	立川市立学校管理運営規則 （休業日の授業等） 第４条　休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとするときは、校長は委員会の許可を受けなければならない。ただし、運動会、学芸会、遠足その他の年間行事計画に基づく恒常的行事の実施のため、休業日に授業を行い、又は授業日に休業しようとする場合は、あらかじめ届け出ることをもって足りるものとする。 （臨時休業の報告） 第５条　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第63条（施行規則第79条の規定において準用する場合を含む。）の規定による臨時休業の報告書には、次の事項を記載しなければならない。

(1)～(4)　　……略……	(1)～(4)　　……略……
（校長の職務）	（校長の職務）
第６条　学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第37条第４項（法第49条の規定において準用する場合を含む。）に規定する校長の職務は、おおむね次のとおりとする。	第６条　学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第37条第４項（法第49条の規定において準用する場合を含む。）に規定する校長の職務は、おおむね次のとおりとする。
(1)　学校教育、所属職員、学校施設及び学校事務の管理に関すること。	(1)　学校教育の管理、所属職員の管理、学校施設の管理及び学校事務の管理に関すること。
(2)　　……略……	(2)　　……略……
(3)　前２号に掲げるもののほか、職務上委任され、又は命令された事項に関すること。	(3)　前２号に規定するもののほか、職務上委任又は命令された事項に関すること。
２　　……略……	２　　……略……
（統括校長）	（統括校長）
第６条の２　委員会が別に定める基準に基づき、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、学校に統括校長を置くことができる。	第６条の２　学校に委員会が別に定める基準に基づき、特に重要かつ困難な職責を担う校長の職として、統括校長を置くことができる。
（主幹教諭）	（主幹教諭）
第７条の２　学校に主幹教諭を置く。	第７条の２　学校に主幹教諭を置く。ただし、特別の事情のあるときは、主幹教諭を置かないことができる。
２　主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育又は養護をつかさどる。	２　主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。
３～５　　……略……	３～５　　……略……
６　第２項の規定による教育をつかさどる主幹教諭は、特別の事情のあるときは、置かないことができる。	６　学校の実情に照らし必要があると認めるときは、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の養護をつかさどる主幹教諭を置くことができる。
７　第２項の規定による養護をつかさどる主幹教諭は、学校の実情に照らし必要があると認める場合に限り、置くことができる。	
第７条の６　前条に規定する主任は、次の各号に掲げる区分に応じ、当	第７条の６　前条に規定する主任は、次の各号に掲げる主任ごとに、当

該各号に定める事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。 (1)～(5)　……略…… 第７条の８　校長は、第７条の５に規定する主任のほか、必要に応じ、主任、担当者等（以下「主任等」という。）を置くことができる。 ２及び３　……略…… （その他必要な職員） 第１０条　法第37条第２項（法第49条の規定において準用する場合を含む。）に規定するその他必要な職員は、次のとおりとする。 (1)　小学校　栄養士、調理及び一般用務に従事する職員、学校給食配膳員、特別支援学級指導員並びに嘱託員 (2)　……略…… ２　校長は、前項に規定する栄養士並びに調理及び一般用務に従事する職員で特に高度の知識若しくは技能又は経験を必要とする業務に従事するものの職を主任の職として指定することができる。 ３　……略…… （部活動） 第１０条の４　学校は、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の心及び体の健やかな成長を目的とし、学校の管理下で計画される教育活動として部活動を設置し、及び運営するものとする。 ２及び３　……略…… （教育課程の届出） 第１２条　校長は、翌年度において実施する教育課程について、次の各号に掲げる事項を毎年３月31日までに、委員会に届け出なければならない。 (1)～(5)　……略……	該各号に定める事項について企画立案及び連絡調整に当たり、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。 (1)～(5)　……略…… 第７条の８　校長は、第７条の５に規定する主任のほか、必要に応じ、校務を分掌する主任等を置くことができる。 ２及び３　……略…… （その他必要な職員） 第１０条　法第37条第２項（法第49条の規定において準用する場合を含む。）に規定する「その他必要な職員」は、次のとおりとする。 (1)　小学校　栄養士、調理及び一般用務に従事する職員並びに学校給食配膳員及び特別支援学級指導員並びに嘱託員 (2)　……略…… ２　校長は、前項に規定する栄養士、調理及び一般用務に従事する職員で特に高度の知識若しくは技能又は経験を必要とする業務に従事するものの職を主任の職として指定することができる。 ３　……略…… （部活動） 第１０条の４　学校は、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の心や体の健やかな成長を目的とし、学校の管理下で計画される教育活動として部活動を設置及び運営するものとする。 ２及び３　……略…… （教育課程の届出） 第１２条　校長は、翌年度において実施する教育課程について、次の事項を毎年３月31日までに、委員会に届け出なければならない。 (1)～(5)　……略……

（教材の選定） 第１５条　学校は、教材を使用する場合、第11条の２の規定により編成する教育課程に準拠し、かつ、次の各号に掲げる要件を備えるものを選定するものとする。 (1)　内容が正確かつ中正であること。 (2)　……略…… (3)　表現が正確かつ適切であること。 ２　前項の規定による教材の選定に当っては、保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。 第４節　児童等の取扱い （出席簿） 第１８条　施行規則第25条に規定する出席簿の様式は、別に定める。 （表簿） 第２２条　学校において備えなければならない表簿は、施行規則第28条第１項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。 (1)及び(2)　……略…… (3)　旧職員履歴書つづり (4)～(6)　……略…… (7)　統計資料つづり (8)　……略…… (9)　諸願書届書つづり (10)及び(11)　……略…… ２　前項各号に掲げる表簿のうち、第１号から第５号までは永年、第６号は10年、第８号から第10号までは５年、第７号は２年、第11号は１年保存しなければならない。	（教材の選定） 第１５条　学校は、教材を使用する場合、第11条の２の規定により編成する教育課程に準拠し、かつ、次の各号の要件を備えるものを選定するものとする。 (1)　内容が正確、中正であること。 (2)　……略…… (3)　表現が正確、適切であること ２　前項に規定する教材の選定に当っては、保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。 第４節　児童、生徒の取扱い （出席簿） 第１８条　施行規則第25条に規定する児童等の出席簿についての様式は、別に定める。 （表簿） 第２２条　学校において備えなければならない表簿は、施行規則第28条第１項に規定するもののほか、次のとおりとする。 (1)及び(2)　……略…… (3)　旧職員履歴書綴 (4)～(6)　……略…… (7)　統計資料綴 (8)　……略…… (9)　諸願書届書綴 (10)及び(11)　……略…… ２　前項の表簿中第１号から第５号までは永年、第６号は10年、第８号から第10号までは５年、第７号は２年、第11号は１年保存しなければならない。

（学校評価） 第２４条　……略…… ２　……略…… ３　校長は、自己評価の結果（以下「自己評価結果」という。）を踏まえた当該学校の児童又は生徒の保護者等学校関係者による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 ４　……略…… ５　……略…… （学校事務共同事務室） 第２５条　学校に係る事務を共同して処理し、及び支援するため、学校事務共同事務室を置く。 ２　学校事務共同事務室の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。	（学校評価） 第２４条　……略…… ２　……略…… ３　校長は、自己評価の結果（以下「自己評価結果」という。）を踏まえた当該校の児童又は生徒の保護者等学校関係者による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 ４　……略…… ５　……略……

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。